

2020年11月



2020年11月の移転価格に関するタックスアラートの要点は以下のとおりです:

- ▶ 関連者間取引のある会社に対する、租税管理に関する政令132/2020/ND-CPの発行
- ▶ 租税管理法38/2019/QH14および政令126/2020/ND-CPの移転価格に関する重要な規定

2020 年 11 月 5 日付で、ベトナム政府は関連者間取引に関する租税管理規定である政令 132/2020/ND-CP(政令 132)を発行しました。当政令は、2020 年 12 月 20 日より効力を発し、2020 課税年度より適用となります。

政令 132 は、関連者間取引に関して、2017 年 2 月 24 日付政令 20/2017/ND-CP(政令 20)および 2020 年 6 月 24 日付政令 68/2020/ND-CP(政令 68)から置き換わるものです。

2020 年 7 月 1 日から施行される租税管理法 38/2019/QH14(租税管理法)の承認後、移転価格の規定も含む詳細ガイダンスとして、2020 年 10 月 19 日に政令 126/2020 / ND-CP(政令 126)が発行されました。政令 126 は、2020 年 12 月 5 日より効力を発します。

当タックスアラートでは、政令 132、租税管理法、および政令 126 の移転価格に関する主要な変更点をしています。

# 移転価格の原則と概念の明文化

移転価格管理の法的根拠を強化するために、独立企業間取引の原則、事業運営および取引の本質についての原則が租税管理法にて規定され、当該各原則は政令 132 にも同様に含まれています。

加えて、租税管理法においては、移転価格調整は独立企業間取引の原則に基づいて実施されますが、当該調整によりベトナムの課税所得を減少させることは認められていません。つまり、課税所得が減少する移転価格調整を実施することができない旨が法律に明記されています。

#### 関連者間取引を行う会社の支払利息の損金算入

政令 132 は支払利息の損金算入上限について、以下のとおり規定しています。

- ▶ 支払利息の損金算入限度額が EBITDA の 30%に引き上げられました。また、 支払利息から受取利息を差し引いた純額で計算します。
- ▶ 損金算入限度額を超えた支払利息は、翌年度以降最大 5 年間までの繰越が可能です。
- ▶ 2017 課税年度および 2018 課税年度の支払利息についても、引き上げた上限を遡及 適用することが可能です。
- ▶ 政令 132 には、損金算入限度額の対象外の取引についても規定されています。

政令 132 は、損金算入可能な支払利息に関する規定である政令 68/2020/ND-CP と同様であり、弊社の 2020 年 7 月のタックスアップデートで解説しておりますので、ご覧ください。

加えて、政令 132 によると、移転価格文書および移転価格フォームの作成・提出義務免除 条件に該当する会社であっても、上記の損金算入限度額の原則に従う必要があります。

# 関連者の定義の拡大

政令 132 は、関連者の定義を拡大し、親族関係のある個人が経営している企業等も含まれます。

さらに、下記の場合も関連者とみなされます。

- ▶ 課税年度内に25%以上の資本を譲渡、もしくは取得した会社 或いは
- 会社を経営している個人、または政令に定める親族関係にある個人と、拠出資本の10%以上の貸付あるいは借入を行った会社

### 独立企業間価格レンジ下限の上昇

政令 132 により、独立企業間価格レンジは、下限:35 百分位(政令 20 と 通達 41<sup>1</sup>においては 25 百分位)~中央値:50 百分位~上限:75 百分位に変更されました。政令 20 および通達 41 と比較してレンジが狭くなっているため、納税者の移転価格分析の結果に影響を与える可能性があります。

### 比較対象企業の選定範囲を拡大する際の原則の変更

比較対象企業を選択する際の優先順位に変更はなく、具体的には、比較対象企業を選定するステップは、(i) 納税者の内部の比較対象、(ii) 納税者と同一国・地域にある比較対象企業、(iii) 産業・経済状況が類似している地域諸国にある比較対象企業、です。

ただし、取引が特殊で、比較対象となる取引が存在しない場合に、比較対象企業の選定範囲を拡大する際の原則が、政令 132 においては下記のように規定されています。

- 比較対象企業を選定する際の最優先対象が、これまでは「同一市場の同等企業」と定められていたものが、新政令では、「同一地域の同等企業、該当ない場合は同一省に拡大、それでも該当ない場合は同一国に拡大」と定められ、より具体的な記載となっています。
- ▶ 同一地域に位置する海外諸国に地理的条件を拡大する際、同程度の産業条件と経済発展レベルを持つ国を選定する必要があります。

# 移転価格フォームの変更

政令 132 には、法人税の確定申告書とともに提出する、関連者と関連者間取引の情報を申告するための付録があり、具体的には以下のとおりです。

- ▶ 付録 |─関連者および関連者間取引に関する情報(旧フォーム 01)
- ▶ 付録 II—ローカルファイルに必要な情報および書類のチェックリスト (旧フォーム 02)
- ▶ 付録 III—マスターファイルに必要な情報および書類のチェックリスト (旧フォーム 03)

-

<sup>1</sup> 通達 41/2017/TTC-BTC は、政令 20 の一部規定を詳細ガイダンスするものである。

### 国別報告書(CbCR)の作成義務に関する規制の変更

政令 132 は納税者の CbCR 作成義務を以下のとおり規定しています。

- ► CbCR 提出期限:最終親会社がベトナムの納税者で、連結売上高が 18 兆 VND 以上ある場合、会計年度末から 12 カ月以内に付録IV (CbCR)を作成・提出する必要があります。
- ▶ 海外の最終親会社が所在国で CbCR の提出義務がある場合、国際税務協定に基づき、 ベトナム税務当局が自動的情報交換を通じて CbCR を取得します。
- ▶ ベトナムの納税者は下記のケースにおいて、ベトナムでの CbCR 提出義務があります。
- ▶ 最終親会社の居住国がベトナムと国際税務協定を結んでいるが、CbCR の提出時点において、CbCR の自動的情報交換にかかる多国間協定に署名していない場合
- ▶ 最終親会社の居住国が多国間協定に署名しているが、自動的情報交換が一時停止している、もしくはベトナムに対して CbCR を自動で提供できない場合
- ベトナムに2社以上の納税者がいる場合、最終親会社はベトナム税務当局に対して、最終親会社の会計年度末までに、最終親会社の代わりに CbCR を提出する納税者を任命し、文書で通知する必要があります。
- ▶ 最終親会社が CbCR を提出するベトナム国外の組織を任命し、当該組織が所在する国の 税務当局に対して CbCR を最終親会社の会計年度末から 12 カ月以内に提出し、かつ、 以下の条件を満たす場合には、ベトナムの納税者はベトナム税務当局に CbCR を提出す る義務はありません。
- ▶ 任命された組織が、以下の規定に従った国やエリアに属している:
  - ▶ CbCR の提出が法律上要求されている

November 2020

- ▶ CbCR 提出期限時点において、ベトナムとの多国間協定に署名している
- ▶ 自動的情報交換を一時停止しておらず、ベトナム税務当局に CbCR を提供可能である
- ▶ 最終親会社の会計年度末までに、最終親会社が、代理提出を任命した組織に対して、当該 組織の所在地の税務当局に CbCR を代理提出することを任命した通知書を発行している
- ▶ ベトナムの納税者が上記通知書をベトナム税務当局に提出している

政令 132 によれば、ベトナム税務当局は CbCR の自動的情報交換に参加している外国税 務当局一覧を税務ポータルで毎年公表します。

### 移転価格文書作成義務免除条件の追加

政令 20 のフォーム 01 に規定されている付録 01 のセクション III および IV の移転価格文書作成義務免除に加え、政令 132 にて、関連者取引を行うベトナム納税者が下記条件をすべて満たす場合、移転価格文書作成義務が免除されます。

- ▶ 関連者間取引が、ベトナムの納税者間の取引のみ
- ▶ 同一の法人税率を適用
- ▶ 当該課税年度内に、いずれの企業も法人税の優遇を受けていない

# 移転価格文書提出期限

税務調査における移転価格文書の提出期限は、税務当局から資料提出要求を受けた日より、税務調査に関する法令に従う必要があります。当該法令では、税務調査対象者は税務調査官の要求に応じて、調査内容に関する情報および文書を適時に、十分かつ正確に提供する義務があります。つまり、移転価格文書の提出期限は、旧政令 20 内の 15 営業日以内という規定から、税務調査中に税務当局の要求に応じた適時提出に変更となりました。

## 移転価格に関して追徴課税されるケース

租税管理法および政令 126 は、納税者が移転価格に関する追徴課税の対象となる特定の ケースを以下のとおりに規定しています。

- 取引価格の申告・確定義務について、移転価格に関連した法令を遵守していない
- ▶ 移転価格についての租税管理法に従って情報・文書の提供を行わないケース
- ▶ 納税義務の軽減を目的として、経済的な本質を反映しない、または、実態のない取引を行っている

### 追徴課税の根拠

租税管理法、政令132および政令126により、移転価格の調整を含めた追徴課税の根拠となるデータは、税務当局のデータベースおよび商業データベースが使用されます。

政令 126 において、租税管理を目的とした税務当局によるデータベースのプロバイダーからの情報、資料、およびデータの購入が規定されており、移転価格管理のための商業データベースの購入を含みます。

したがって、移転価格の比較分析および追徴課税にあたり、税務当局内のデータベースの他に、公式な情報源として商業データベースも使用されることが、租税管理法において規定されています。ただし、税務当局は依然として当局内データベースを用いて、納税者の移転価格の評価と調整を行う権利があります。

# 移転価格に関する行政ペナルティー

租税管理法では、移転価格に関する違反は以下のとおり罰金が科されます。

- 不正確な移転価格申告書や移転価格文書を提出した納税者は、税務当局の調査結果において納税義務を過少申告していたことが判明した場合、過少申告額の20%に相当する罰金が科される。
- ▶ 納税者が取引内容や実際の価格を正確に反映していない資料や証憑を使用し、誤った 納税額、不適切な免税や減税を行った場合、脱税した額の1~3 倍の罰金が科される。

# 国家調査官や国家監査人による意見書や調査結論書への異議申し立て

租税管理法によると、国家監査人および国家調査官が直接税務調査を実施した場合で、納税者が当該調査の意見書や結論書に同意しない場合、異議申し立てできることが明記されました。

### 事前確認 (APA)

政令 126 は APA 申請に使用する新しいフォームを導入し、最終の APA 申請書のドラフト内に記載が必要な情報リストを規定しています。また、APA の延長、修正、取消、撤回に関するガイダンスも提供しています。

APA は適用前に財務大臣の承認を受けなければなりません。二国間および多国間の APA については、財務省は法務省、外務省およびその他の関係当局の意見を求め、また、結論を出すために政府および首相に案件を提出する必要があります。

## 考察とアドバイス

租税管理法、政令 126 および政令 132 の導入により、ベトナムの移転価格に関する法制度は強化されました。

上記の動向を踏まえ、各企業はベトナムの新しい規制下でのコンプライアンスを慎重に検討し、有効な計画策定のために、事業運営に与える影響を積極的に評価する必要があります。 さらに、リスクを軽減するために、移転価格申告および移転価格文書作成において、新しい法令に則った独立企業間価格レンジの設定および比較対象企業の選定を実施しているか、確認することをお勧めいたします。

#### **Contacts**

## Hanoi office

Huong Vu | Partner | Hanoi Tax Leader EY Consulting Vietnam Joint Stock Company huong.vu@vn.ey.com

Long Ngoc Pham | Partner, Transfer Pricing EY Consulting Vietnam Joint Stock Company long.ngoc.pham@vn.ey.com

# Ho Chi Minh City office

Robert King | Robert King | Partner | Indochina Tax Leader Ernst & Young Vietnam Limited robert.m.king@vn.ey.com

Phat Tan Nguyen | Partner, Transfer Pricing Leader EY Consulting Vietnam Joint Stock Company phat.tan.nguyen@vn.ey.com

## EY professionals at Ersnt & Young Vietnam Limited

Japanese Business Services

Takaaki Nishikawa | Director takaaki.nishikawa@vn.ey.com

**Korean Business Services** 

Kyung Hoon Han | Associate Director

kyung.hoon.han@vn.ey.com

**Japanese Business Services** 

Takahisa Onose | Partner takahisa.onose@vn.ey.com

**Korean Business Services** 

Cheon Ju Lee | Director cheon.ju.lee@vn.ey.com

China Overseas Investment Network

Owen Tsao | Director owen.tsao@vn.ey.com

For more tax and law updates and related materials, please visit: ey.com/en\_vn/tax/tax-and-law-updates

EY | Assurance | Tax | Strategy and Transactions | Consulting

#### About EY

EY is a global leader in assurance, tax, strategy, transaction and consulting services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation is available via ey.com/privacy. For more information about our organization, please visit ey.com.

©2020 EY Consulting Vietnam Joint Stock Company.

All Rights Reserved. APAC No. 16181101 ED None

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax, legal or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

EY member firms do not practice law where not permitted by local law and regulations.

ey.com/en\_vn